委託業務特記仕様書(令和3年5月1日以降適用)

(共通仕様書の適用)

- 第1条 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21 年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。 なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあっては「港湾設計・測量・調査等業務共 通仕様書(国土交通省港湾局)」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

(共通仕様書の変更・追加事項)

第2条 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」,「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は,次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書(変更・追加事項)」のとおりとする。なお,入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

(徳島県HP):「委託業務共通仕様書について」

https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099

(共通仕様書の読み替え)

第3条 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」,「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において,「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と,読み替えるものとする。

(成績評定の選択制(試行))

- 第4条 当初業務委託料(税込み)が100万円を超え500万円未満の土木工事に係る測量,設計,試験及び調査の委託業務(建物調査,不動産鑑定,除草,現場施工管理等の委託業務は除く)は,別に定める「委託業務(土木)における成績評定の選択制の取扱い(試行)」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務(土木)成績評定に関する意 向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料(税込み)が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務(土木)における成績評定の選択制の取扱い(試行)

徳島県HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2005100400079/

(ウィークリースタンス)

- **第5条** 本業務は、ウィークリースタンス(受発注者で1週間のルール(スタンス)を目標として定め、計画的 に業務を履行する)の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- (1) ウェンズデー・ホーム (水曜日は定時の帰宅を心がける。)
- (2) マンデー・ノーピリオド (月曜日 (連休明け) を依頼の期限日としない。)

- (3) フライデー・ノーリクエスト(金曜日(連休前)に依頼をしない。)
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した 内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(Web会議)

- 第6条 本業務は、Web会議の対象業務であり、対面による打合せをWeb会議とすることができる。
- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施を決定するものとする。決定した内容は受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。
- 3 Web会議の内容については、受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。なお、打合せ記録簿にはWeb会議の実施状況写真を添付するものとする。

(本業務の特記仕様事項)

第7条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

委託業務特記仕様書(案)

1. 適用

本特記仕様書は、徳島県が実施する「砂防関係施設の長寿命化計画の策定」に適用する。本特記仕様書に定めのない事項については、準拠図書に基づき実施しなければならない。

2. 業務概要

本業務は、徳島県が整備した砂防関係施設を長期にわたり、その機能及び性能を維持・確保するため、「徳島県砂防関係施設点検要領(案)」に基づき、砂防施設の点検を実施し、「徳島県砂防関係施設の長寿命化計画ガイドライン(案)」に基づき砂防施設の長寿命化計画を策定するものである。

3. 業務対象範囲

業務対象は、那賀庁舎管内の砂防関係施設(砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、渓流保全工)のうち前回の点検から 5年以上経過または点検未実施の施設とする。

4. 準拠図書等

- (1)基準とする図書
 - ① 徳島県砂防関係施設点検要領(案)

平成29年3月 徳島県県土整備部砂防防災課

② 徳島県砂防関係施設の長寿命化計画ガイドライン(案)

平成29年3月 徳島県県土整備部砂防防災課

- (2) 準拠する図書
 - ① 砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン(案)

平成31年3月 国土交通省水管理•国土保全局砂防部保

全課

② 砂防関係施設点検要領(案)

平成31年3月 国土交通省砂防部保全課

③ 国土交通省 河川砂防技術基準 調査編

平成26年4月 国土交通省水管理•国土保全局

④ 河川砂防技術基準(案) 同解説 計画編

平成16年3月 国土交通省河川局

⑤ 河川砂防技術基準(案) 同解説 設計編[I][Ⅱ]

平成9年5月 建設省河川局

⑥ 砂防基本計画策定指針(土石流・流木対策編)解説

平成28年4月 国土交通省国土技術政策総合研究所

⑦ 土石流·流木対策設計技術指針解説

平成28年4月 国土交通省国土技術政策総合研究所

⑧ 砂防技術指針(案)

平成 29年4月 徳島県県土整備部砂防防災課

なお、各種準拠図書については、最新のものを採用することとするが、必要に応じて整備 当初の準拠図書と比較することとする。

5.貸与する図書等

- ① 砂防設備点検業務成果品
- ② 砂防設備台帳
- ③ 地すべり防止区域台帳
- ④ 急傾斜地崩壊危険区域台帳
- ⑤ 徳島県砂防関係施設点検要領(案)

平成29年3月 徳島県県土整備部砂防防災

課

⑥ 徳島県砂防関係施設の長寿命化計画ガイドライン(案)

平成29年3月 徳島県県土整備部砂防防災

課

- (7) 既往砂防関係施設長寿命化計画策定業務 報告書
- ⑧ 砂防基盤図
- ⑨ その他

受注者は、貸与資料を適切な管理のもと保管し、本業務の終了後または監督員からの返却の指示があった場合には速やかに資料を返却しなければならない。

6. 業務内容

業務内容は、下記のとおりとする。

(1)計画準備

業務の目的・主旨を理解した上で業務内容を確認し、業務計画書を作成する。

(2)資料収集整理

業務に必要な資料を収集し、整理する。また、各計画対象区域に存在する計画対象施設の数量、位置等を整理する。

その他、追加で必要な資料が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

(3)現地調査

収集した資料や既往の点検結果を踏まえ、施設の損傷、劣化状況、周辺状況等を確認するための現地調査を行う。

現地調査は、「徳島県砂防関係施設点検要領(案)」に準拠し、部位別変状レベル及び、施設健全度の評価が可能となるよう調査を実施し、調査結果をとりまとめる。

(4)施設の健全度評価

1)部位別変状レベルの評価 業務対象施設の点検結果に基づき、施設の部位ごとの変状レベルを評価する。

2)施設の健全度評価

部位ごとの変状レベルの評価結果を基に、構造特性や材料特性を踏まえた機能の低

下、性能の劣化状況を把握し、その程度に応じて、砂防関係施設の健全度を評価し、整理する。

(5)報告書とりまとめ

本業務で検討した結果について、報告書としてとりまとめる。

7. 打合せ協議

本業務を円滑に実施するために、業務着手時、成果品納入時、及び業務の区切りでおける打合せは以下を予定している

- 1)業務着手時 1回
- 2)中間時 2回(施設点検又は現地調査完了時、健全度評価及び優先順位設定時)
 - 3)成果品納入時 1回

8.成果品

成果品は次のとおりとする。成果品の体裁、とりまとめ方法については監督員と打合わせの上、作成するものとする。また、データファイルについては CD-R 又は DVD-R にて提出するものとする。

〈成果品〉

報告書(A4版, ワープロ製本)

2部

電子データ

2部

監督員が指定するものについては、「一太郎」若しくは「 Msword 」及び「 MsExcel 」で作成することとし、バージョン等については、監督員と協議の上決定するものとする。

9.疑義

マニュアル (案)等に具体的な手法や判断方法が記載されていない事項については、問題点として抽出のうえ、監督員と協議するものとする。

10. 身分証明書の携帯

現地調査の実施には、徳島県が交付する身分証明書を携帯しなければならない。 身分証明書は、土地所有者等から請求があったときは、これを掲示するものとする。

受注者は、業務が完了した場合など身分証明書が不要となったときは、遅滞なく県に返却しなければならない。